

化学物質管理

●法令遵守と目標を定めた化学物質の削減

化学物質の使用にあたっては、人体や生態系への影響を十分に考えることが必要です。JR東日本グループでは、定められた基準値を厳守することはもちろんのこと、自主的な目標を定めて取り組んでいるほか、化学物質の使用抑制や代替も行っています。

●オゾン層破壊物質削減・代替

オゾン層保護法に基づき特定物質とされている物質について、削減や代替促進に努めています。

- ・冷房装置(大型冷凍機)・・・特定フロンを使用しない冷房装置に順次切り替えを進め、2007年度末時点で建物における特定フロンを使用した冷房装置は撤去が完了しています。
- ・車両・・・気動車を除き代替フロンを使用しており、2008年度末時点で0.5トンの特定フロン、88トンの代替フロンを使用しています。漏出がないように定期的にチェックし、廃車時には法令に基づき回収しています。
- ・消火剤・・・消火剤で使用しているハロンは、2008年度末時点で65トンを使用していますが、適正な管理を行うとともに、設備更新や新設の際に、順次それ以外の消火剤(粉末、CO₂など)への代替を進めています。

●化学物質の管理状況

化学物質については、車両の塗装や補修などに使用していますが、漏出などがないよう厳正に使用・管理しています。なお、PRTR法[※]に基づき、特定化学物質を一定量以上取り扱う事業者として、2008年度は14カ所の事業所が関係自治体に排出量と移動量を届け出しています。

また、塗装が不要なステンレス車両の導入も進めており、2008年度末で在来線電車10,594両のうち78%を占めるまでに増やしています。車両関係以外では鉄道施設の塗料や、線路の砕石を安定させる道床安定剤などで有機溶剤を使用しており、2008年度に583トンを使用しました。

[※]PRTR法 正式名称は「特定化学物質の環境への排出量の把握などおよび管理の改善の促進に関する法律」。有害な化学物質の環境への排出量の把握・管理を促進し、環境への影響を未然に防止することを目的としています。

■届出14事業所の排出量・移動量

化学物質名称	(kg)			化学物質名称	(kg)		
	大気への排出	下水道への移動	事業所外への移動		大気への排出	下水道への移動	事業所外への移動
2-アミノエタノール	0	1,100	0	クロム及び3価クロム化合物	0	0	58
ビスフェノールA型エポキシ樹脂	0	0	2,500	塩化メチレン	6,500	0	560
4,4'-メチレンジアニリン	0	0	310	スチレン	1,500	0	0
エチルベンゼン	5,020	0	2,102	トルエン	18,680	0	14,220
エチレングリコール	1	0	9,350	m-トリレンジイソシアネート	0	0	170
キシレン	24,290	0	3,649	o-トルイジン	0	0	150

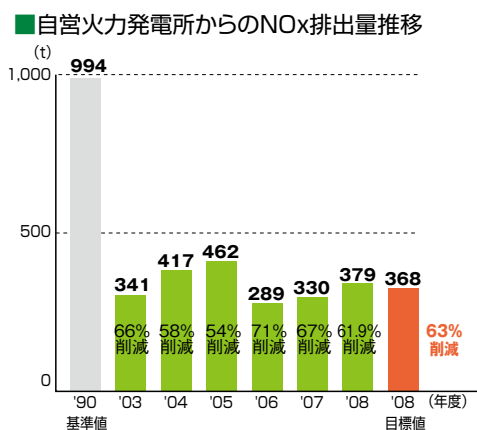
(注) 土壌への排出、公共用水域への排出および埋立処分はありません。

(注) 届出のうち排出量と移動量があった物質のみ掲載しています。

—化学物質管理—

● 自営火力発電所における排出物削減の取り組み

自営火力発電所で使用する燃料には、天然ガス、灯油、C重油(中でも低硫黄重油)を採用しています。これら燃料が燃焼すると窒素酸化物(NOx)や硫黄酸化物(SOx)、粒子状物質が発生します。発電設備では脱硝装置や低NOxバーナー、集じん装置などを設置しており、排出物の発生の抑制や大気に放出される総量の削減に努めています。



● ポリ塩化ビフェニル(PCB)の管理

PCB機器については、82ヵ所の保管庫などで厳重に保管し、法令に基づいて届出を行っています。無害化処理については、PCB廃棄物処理施設の稼動状況や国の検討状況を踏まえて進めており、2008年度には、トランスやコンデンサなど87台の処理を行いました。